

平成 29 年度決算調査記載要領

1 この調査表は、地方単独事業（ソフト）の平成 29 年度決算額について、詳細な歳出区分に区分し調査するものである。

については、平成 29 年度の地方単独事業の合計額は「平成 29 年度地方財政状況調査 90 表「一般行政経費の状況」」の単独事業費の合計額と一致するものであることに留意されたい。

2 表側に係る計上方法は次のとおりとする。

(1) 歳出小区分への決算額の計上にあたっては、調査表に記載されている歳出小区分の事務の内容を参照すること。歳出大区分の決算額については、その内訳となる歳出小区分の決算額の合計を計上すること。

(2) 歳出小区分のうち、団体により異なる歳出大区分・中区分に計上していることが考えられるもの（調査票上で 色が付いているもの）については、複数の歳出大区分・中区分の下に歳出小区分を設定している（例：「乳幼児医療費助成」については、「民生費－児童福祉費」と「衛生費－保健衛生費」の下に設定）。

これについては、貴団体の計上している歳出大区分・中区分の下に設定されている歳出小区分にのみ、決算額を計上されたい。

(3) 歳出小区分のうち、社会保障関係の事業に係る経費に相当する区分（調査票上で 色が付いているもの）については、「社会保障施策に要する経費」に関する調査（平成 29 年度）について（照会）」（平成 30 年 10 月 12 日総財務 232 号）の「様式 1（地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費）」と同じ区分を用いている。対応関係については、別添 4「区分対比表（地方単独事業（ソフト）決算額調査区分/社会保障関係事業に要する経費調査区分）」を参照されたい。

(4) 各歳出小区分への決算額の計上にあたり、複数の事業の実施において 共通して支出している事務費等（例：共通して実施している需用費や、複合的に事業を委託している場合の委託費）の計上にあたっては、以下の計上方法のうち、まずは①又は②の方法によることとし、①及び②の方法が困難な場合は③の方法によること。さらに、①、②及び③の方法のいずれによることも困難な場合には、④の方法によることとされたい。

①各事業の決算額により按分して計上

②複合的な施設の管理費を面積により按分して計上

③当該事務費が最も多く使われている事業が含まれている歳出小区分に一括して計上

④「その他〇〇費」に決算額を計上

3 表頭に係る計上方法は次のとおりとする。

(1) 「単独事業費」欄には、性質別歳出の各項目の単独事業費を計上し、「補助事業費」欄には、性質別歳出の各項目の補助事業費を計上する。市町村の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、具体的な事例については次ページの【参考】を参照されたい。

ア 単独事業費に計上するもの

A：市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費

B：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費

イ 補助事業費に計上するもの

C：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業の経費

なお、投資的経費以外の経費において、国民年金事務費のように、補助基準、補助率等が明確に定められていない、いわゆる定額補助については、当該補助金の額を補助事業費として計上する（【参考】の事例5を参照）。国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（保険事業勘定）及び後期高齢者医療事業会計（保険基盤安定制度に係るものを除く）への法定の繰出金については、補助事業費に計上する。

(2)「人件費 A」には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上する。

(3)「物件費 B」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。なお、人件費の臨時職員給与及び事業費支弁にかかる賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金や、これらの職員の雇用保険料等社会保険料も含む。

ア 「うち備品購入費 a」欄は、「地方財政状況調査18表（県分）及び89表（市町村分）物件費の内訳」における「6. 備品購入費」の決算額のうち単独事業費にかかるものと一致する。

イ 「うち地方債発行手数料等 b」には、地方債の発行手数料、消耗品等に要する経費を計上する。

(4)「維持補修費 C」には、施設の効用を維持するため支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上する。ただし、この目に含まれている人件費は、「一人件費」に移し替える。

なお、施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は「六普通建設事業費」に、物件費により取得された物件（例えば自転車、コピー機器、机等）及び自動車の修繕料は物件費に計上する。

(5)「扶助費 D」には、その団体から現金又は物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を計上する。生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等を始めとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等に基づくもののほか、地方団体単独の施策として行うものも含める。なお、職員に係る児童手当については、「16行 子ども手当（職員分）」にまとめて計上する。ただし、事業費支弁のものについては、普通建設事業費等に含めて計上する。

(6)「補助費等 E」には、次の節によって支出される経費について計上する。

報償費（物件費に計上されるものを除く。）

役務費（火災保険及び自動車損害保険等の保険料に限る。）

委託料（物件費に計上されるものを除く。）

負担金、補助及び交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く。）

補償、補填及び賠償金（事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く。）

償還金、利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く。）

寄附金

公課費

なお、出納閉鎖後における歳入の過納又は誤納となった金額の払い戻し（例えば、市町村税の返還金等）は、補助費等に計上されるが、その他の過年度に属する支出（例えば、支払繰延になっていた人件費等）は、それぞれ原科目に計上する。

ア 「うち都道府県に対するもの c」には、都道府県の普通会計に対するものを計上する。

イ 「うち市町村に対するもの d」には、市町村（都道府県においては一部事務組合を含む。）の普通会計に対するものを計上する。

ウ 「うち一部事務組合に対するもの e」には、退職手当組合負担金を除く一部事務組合に対する負担金をそれぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上し、公営事業に係る一部事務組合に対する負

担金は、これに含めない。ただし、一部事務組合における他の一部事務組合に対する補助費等については「市町村に対するもの d」に計上する。

エ 「うち公営企業繰出金 f」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する負担金等を計上する。（非法適用の公営事業会計は繰出金へ計上する。）

なお、地方公営企業法第17条の2の規定に基づき普通会計において負担する経費（負担金）については、物件費等で支出されているものについてもここに含め計上する。

オ 「うち税還付金 g」には、出納閉鎖後における歳入の過納又は誤納となった金額の払い戻し（例えば、市町村税の返還金等）を計上する。

(7) 「普通建設事業費 F」、「災害復旧事業費 G」及び「失業対策事業費 H」には、各款の事業費に該当する目（目の一部であっても、独立の1事業である場合も含む。）の合算額を計上する。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然に事業に伴う人件費（職員及び常備的臨時職員に係るものを含む。）及び事業雑費も含まれる。

また、当該団体が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出である場合には、補助費等に含めず各事業費に計上する（一部事務組合負担金及び公営事業会計に対する負担金、補助金を除く。）。

なお、市町村において、都道府県を経由して支払われる国直轄事業負担金については「補助費等 E」「うち都道府県に対するもの」に計上する。

(8) 「公債費 I」には、地方債の元利償還金及び一時借入金利子について計上する。なお、公債諸費（発行手数料、消耗品等に要する経費）は、「物件費 B」「うち地方債発行手数料等」に計上する。

ア 額面より低い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金（利子）に含めて計上する。

イ 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金（利子）から控除する。

ウ 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額の取扱いは、目的別歳出の内訳「十三公債費」の場合と同様とする。

(9) 「積立金 J」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、資金の積立てを目的とするものに対する積立金についてそれぞれ目的別に計上する。なお、同法第233条の2のただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めない。また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、「繰出金 M」に計上する。

(10) 「投資・出資金 K」には、節の投資及び出資金を計上する。したがって、財団法人の寄附行為に係る出せん金もここに含める。また、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する出資金もここに含まれる。

(11) 「貸付金 L」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する貸付金を含めて計上する。

ア 「うち市町村に対するもの g」には、普通会計を通して市町村の普通会計に貸し付けたものを計上する。

イ 「うち年度内回収分 h」には、年度内に回収した貸付金を計上する。

(12) 「繰出金 M」には、それぞれ行政目的に応じた歳出区分にそれぞれ分別計上する。

なお、法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合への負担金は「補助費等 E」「うち一部事務組合に対するもの e」に計上せず繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金及び財産区に対する支出も含まれる。後期高齢者医療広域連合特別会計への負担金についても、同様の取扱いとする。ただし、土地開発基金で取得した土地を普通会計において購入する場合の支出は、「普通建設事業費 F」に計上する。

(13) 「前年度繰上充用金 N」には、前年度の赤字を補填するため、当該年度の歳入からこれに振り充てた額

を計上する。

【参考】具体的な事例の扱いについては、以下も参考にしてください。（事業主体が市町村であることが前提。）

○国庫支出金を伴う事業の例（補助対象経費が100の事業の事例）

（事例1）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、市町村1/2）

財源スキーム	国 50	市町村 50
--------	------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例2）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金及び都道府県支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：75（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例3）市町村が都道府県から法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業に、都道府県が市町村の負担分に任意の補助を行う場合（国1/2、都道府県1/4（任意補助）、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
単独事業費：25（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例4）（事例3）の事業に、都道府県、市町村が補助対象経費（100）を超えて任意の補助（事業費10）（都道府県1/2、市町村1/2）を行う場合

財源スキーム	国 50	都道府県 30	市町村 30
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
単独事業費：30（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】
単独事業費：10【上記Bに該当】

（事例5）市町村が国庫支出金（定額補助）を受けて行う事業の場合（定額補助額40）

財源スキーム	国 40	市町村 60
--------	------	--------

- ・市町村 ⇒ 補助事業費：40
単独事業費：60【上記Bに該当】

○国庫支出金を伴わない事業の例（事業費が100の事業の事例）

（事例6）市町村が都道府県の補助を受けて行う事業の場合（都道府県1/2、市町村1/2）

財源スキーム	都道府県 50	市町村 50
--------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 単独事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 単独事業費：100【上記Aに該当】